

わたしたちの「介護保険」 vol.2

介護が必要になったら要介護認定の申請をしましょう。



1 要介護（要支援）認定の申請

本人またはご家族が、役場本庁または各総合支所の介護保険担当窓口で要介護（要支援）認定の申請をします。
※法令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設または地域包括支援センターなどでも代行できます。

【必要な書類】

- 要介護・要支援認定申請書
役場本庁及び各総合支所の介護保険担当窓口にあります。
※せたな町のホームページからもダウンロードできます。
- 介護保険被保険者証
65歳に達した日に交付されます。
- 加入している医療保険の被保険者証
第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方が申請する場合に必要となります。

※申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は事前に確認しておいてください。

先月号では、介護保険制度のしくみについて、ご紹介しましたが、制度の内容や保険料の算定方法などについて、ご理解を深めていただけたでしょうか。
今月号では、引き続き介護保険制度をうまく活用していただくために、介護認定の手続きのしかたについて、ご紹介いたします。
介護保険のサービスを利用するためには、まず市町村（せたな町）に申請して、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。
サービスを利用するまでの介護認定の手続きのしかたは次のようになります。



2 要介護状態区分の審査・認定

要介護認定の申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

■訪問調査

調査員が自宅などを訪問し、本人やご家族から心身の状態等について聞き取り調査を行います。

■主治医意見書

市町村（せたな町）から主治医に、意見書の作成を依頼します。



■一次判定

訪問調査と主治医意見書の結果をもとに、コンピュータにより一次判定を行います。



■二次判定

一次判定や主治医意見書などをもとに、介護認定審査会が総合的に審査・判定します。





3 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづき、市町村（せたな町）が認定し、認定結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」を本人またはご家族に通知します。

※すでに要介護認定がなされ、継続してサービスを利用する場合は、認定の有効期間が過ぎる前に更新の申請が必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けています。

要介護状態区分

「要支援1・2」または「要介護1～5」と通知された方は、介護保険サービスを利用できます。

非該当（自立）

生活機能が低下している方は、市町村（せたな町）が実施する地域支援事業の介護予防事業などを利用できます。

要支援1・2

要介護1～5の方が利用する在宅サービスに加え筋力向上など介護予防を目的とした介護予防サービスを利用できます。

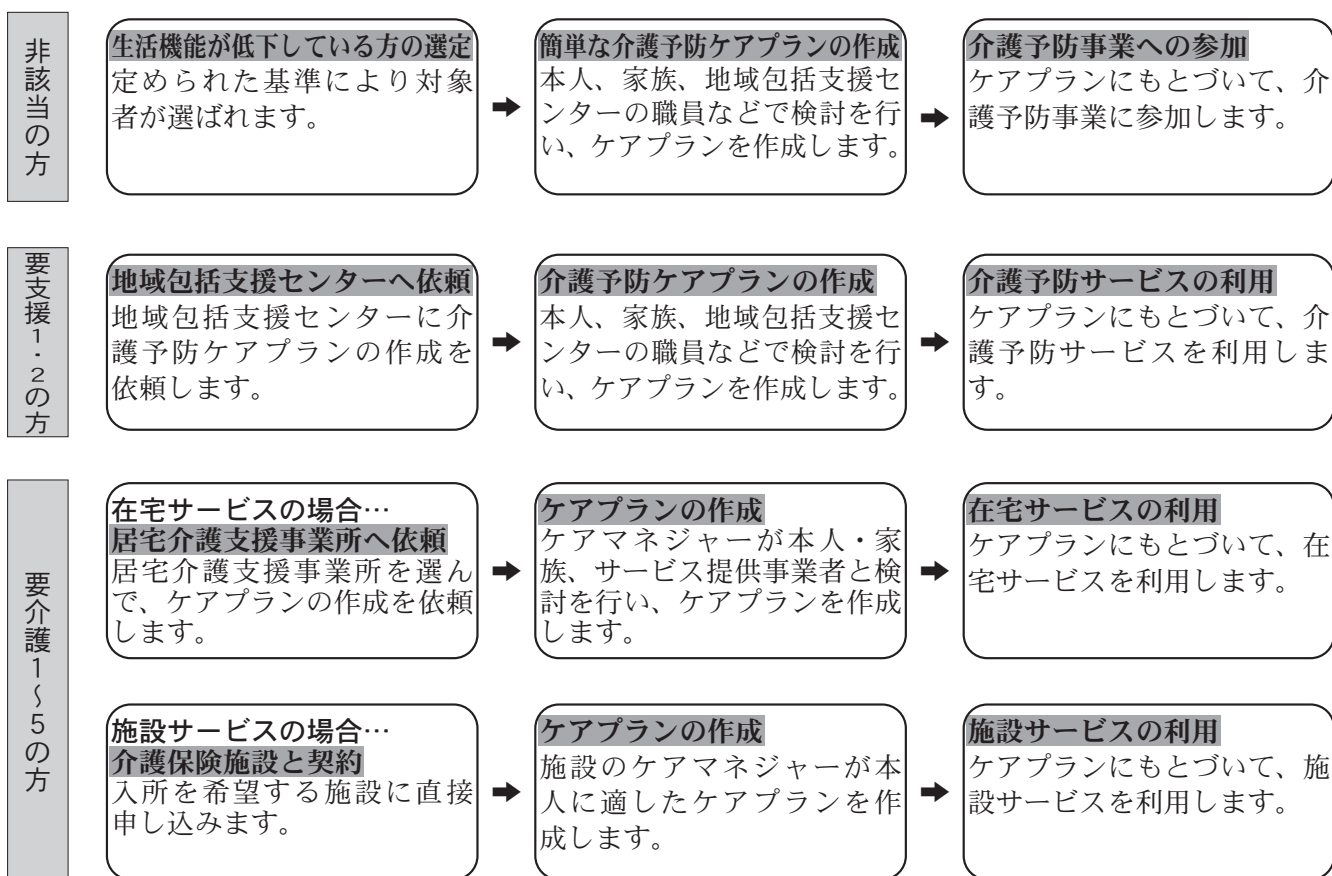
要介護1～5

介護サービス（在宅サービスまたは施設サービス）を利用できます。



4 ケアプランの作成とサービスの利用

本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を立て、サービスを利用します。



来月号では、介護サービスの種類についてご紹介いたします。



介護サービスを上手に利用するためには、それぞれに合ったケアプランを立てる必要があります。

詳しくは役場本庁及び各総合支所の介護保険担当や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などにご相談ください。

●問い合わせ先

役場本庁保健福祉課

☎0137・84・5111

大成総合支所地域町民課

☎01398・4・5511

瀬棚総合支所地域町民課

☎0137・87・3311